

賃金構造基本統計調査の 職種区分の見直しについて

指摘事項⑧(調査事項の見直し「職種区分」) (課題解決に向けた今後の取組の方向性)

本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。

現行の賃金構造基本統計調査の職種区分については、

- 統計基準である日本標準職業分類と整合性がなく、他の調査との比較が困難となっている。
- 調査対象の職種が技能系職種に偏っており、近年の職業構造に必ずしも適合したものとなっていない。
- 労働移動の活発化や職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加していると考えられ、これらのニーズに的確に対応していくことが必要となっている。

といったことから、「第14回厚生労働統計の整備に関する検討会」(平成28年3月18日)(以下、第14回整備検討会という。)においても、その見直しの方向性について御議論頂いたところ。

職種区分の見直し(案)の作成

第14回整備検討会でご議論頂いた見直しの方向性及び各委員から頂いたご意見等を踏まえ、具体的な新職種区分(案)を作成した。

(見直しの方向性)

- ① 他の統計調査との比較可能性を向上させるため、職種を統計基準たる日本標準職業分類と整合的に区分し直す。
- ② 過去の調査結果の有用性をできるだけ維持する観点から、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する。
- ③ 近年の職業構造・賃金構造を可能な限りの確に把握することができるようにする。
- ④ 政策の検討、行政運営等のための必要性に可能な限り応えられるようにする。
- ⑤ 職種区分の変更により、報告者の負担を増大させないようにする。

(主なご意見)

- ・ どのぐらいのシェアを占めている職業なのかという観点から、まず考えていくのが1つの方向性ではないか。
- ・ サービス業の職種が非常に少ないということを見直していくことが大事ではないか。
- ・ 例えば、「販売店員」は300万人いるので、これを1つの職種とすると、少し様子がわからなくなってしまうのではないか。
- ・ 例えば、「一般事務職」は中分類だが、非常に人数が多いので、ここは少し分けるべきではないか。
- ・ 「航空機客室乗務員」を「身の回り世話従事者」として統合するのは若干違和感があるのではないか。

新職種区分(案)作成に当たっての 基本的考え方

- ① 新職種区分(案)は、全職業を網羅する体系とする。
(現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査法を変更する。)
- ② 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する。
- ③ 現行の職種の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)と、日本標準職業分類の小分類の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者がいることが見込まれる場合等は、当該1つの小分類(又は2つ以上の小分類を合わせたもの)を新たな1つの職種とする。
- ④ 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類一部を構成するものであって、相当数の労働者がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等でかつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる。
- ⑤ 現行の行政運営等でデータを利用している職種は存続させるように配慮する。
- ⑥ 国勢調査で用いる職業分類も参考とする。

職種区分の見直しの論点

- (1) 上記の考え方について、付け加えるべき視点はないか。
- (2) 新職種区分(案)について、職種区分のバランスは取れているか。また、細分、統合、組み替え等の再検討を行うべきところはないか。

今回の御議論を踏まえ、新職種区分(案)を修正した上で、これを元に、省内外のニーズ把握を更に行い、これらを踏まえた新職種区分(案)を再度本ワーキンググループにお示しすることを予定。